

総論

憲法

募集要項によると、公法（憲法）の試験時間は1時間、試験範囲は一般に大学法学部の憲法の講義で取り扱われる分野全体（憲法総論、人権論、統治機構論）、試験目的・形式は法学既修者として法科大学院2年次より始めるための必要な能力を有しているか否か論述式で問うとされている。

過去問の出題傾向としては、人権論に関する知識を問う問題が中心であるが、統治機構論に関する知識を問う問題も出題されている。そのため、対策としては、まず、人権論に関する知識として、各人権の意味内容や判例の内容を正確におさえる必要がある。また、統治機構論に関する知識も同様に、用語の意味内容や判例の内容を正確におさえる必要がある。

東北大学では、憲法は事例問題ではなく、判例の知識を直接問われる可能性が高い。判例学習が必須となる。予備校のテキストで広く浅くいろいろな判例をおさえ、重要判例については百選等を利用して深く学習していくべきではないか。

また、学説が判例をどのように整理しているか、基本書や予備校テキスト等をチェックしたいところ。

試験時間としては1時間あるので、時間不足になる可能性は低く、起案を重ねる必要性は低い。

民法

募集要項によると、民法を含む民事法の試験時間は2時間半、試験範囲は、一般に大学法学部の民法の講義で取り扱われる分野全体（親族・相続含む）、試験目的・形式は法科大学院2年次より始めるための知識を修得しているか否か論述式で問うとされている。また、民法上の制度・法理の趣旨・内容、関連する制度・法理の間の関係、基本的な解釈論上の問題点について問うとされている。

過去問の出題傾向としては、各制度の説明等を求める問題が中心に出題され、事例処理型の問題も出題されている。そのため、対策としては、各制度に関する知識として、制度・法理の趣旨・内容、いわゆる論点についての解釈論をおさえる必要がある。

司法試験や予備試験のような長文事例問題ではなく、単純事例問題3～5問程度であり、制度間の違いや、論点の論証といったところを学習していく必要がある。事例分析能力はそれほど必要ではなく、規範あてはめの区別もそれほど意識する必要はない。難易度もさほど高くはない。司法試験・予備試験の択一对策をする要領で、条文や択一知識の整理をすることも役に立つといえる。試験時間としては民事訴訟法のことを考えても50分以内で終えたいところである。また行数指定もあるため、民事系通して2時間半でまとめられるかの起案を過去問を利用して複数回行いたい。

商法

募集要項によると、商法を含む民事法の試験時間は2時間半、試験範囲は会社法中心、試験目的・形式は法科大学院2年次より履修する基礎的能力を身に付けているか否か論述式で問うとされている。また、①重要な概念・制度・条文について、なぜそれらが存在するのか、どの利害関係者の、どのような利害が絡み、どのような考え方により調整されるか、②会社法制の基本動向の把握が必要とされ、当該観点から問うとも指摘されている。

過去問の出題傾向としては、会社法全般に関して、重要な概念・制度・条文について、なぜそれらが存在するのかを問う問題が中心に出題されている。対策としては、会社法全般に関して、どのような概念・制度・条文があるのか、また、それらはなぜ存在するのかについて、キーワード等をインプットしておく必要がある。

司法試験や予備試験のような長文事例問題ではなく、単純事例問題3～5問程度であり、制度間の違いや、論点の論証といったところを学習していく必要がある。事例分析能力はそれほど必要ではなく、規範あてはめの区別もそれほど意識する必要はない。難易度もさほど高くはない。このあたりは民法と同様である。令和2年ころまではかなり細かい条文知識を問うところも出ていたが、それ以降は比較的平易な問題で構成されている。予備試験の択一对策をする要領で、条文や択一知識の整理をすることも役に立つといえる。司法試験には商法択一はないため、択一对策はマストではない（問題も比較的平易で論文論点を問われることも多いため）。試験時間としては民事訴訟法のことを考えても50分以内で終えたいところである。また行数指定もあるので、民事系通して2時間半でまとめられるかの演習を過去問を利用して複数回行いたい。

民事訴訟法

募集要項によると、民事訴訟法を含む民事法の試験時間は2時間半、試験範囲は、民事訴訟法、民事訴訟規則及び民事訴訟法の教科書で触れられている付属法令、関係法令で、総論部分、第一審手続、上訴・再審、複雑訴訟・多数当事者訴訟、特別手続であり、試験目的・形式は、法科大学院2年次より始めるために必要な知識を修得しているか否か論述式で問うとされている。また、教科書及び判例集を読みこなす能力、判例・通説の理解、対立構造の理解、問題解決能力、解答の論理性・首尾一貫性をみるとされている。

過去問の出題傾向としては、証拠や判決効の分野を中心に、説明型・事例処理型の出題がされている。そのため、対策としては、基本的な用語の正確な意味内容をおさえ、またそれが具体的事例のもとでどのように適用されるのか具体的に説明できるようにしておく必要がある。

事例問題であり、司法試験や予備試験にも近い形式である。また、予備試験の民事実務基礎に相当する内容も問われる。民事実務基礎の予備校本や大島眞一『完全講義民事裁判実務〔基礎編〕』（民事法研究会）を読まれると非常に役立つ。入学後の実務科目でもアドバンテージが得られよう。ただ、他の科目の学習が進んでいない場合は

過度に実務系の知識にこだわるのはよくない。民事訴訟法については、将来の司法試験対策、と割り切って今のうちから予備校本、基本書を参照しつつ、司法試験の過去問を実際に起案する必要はないが、あたってみても良いかもしれない。試験時間としては民法、商法で50分以下におさえた分を民事訴訟法に回して、1時間以上の時間は確保したい。過去問を使い、民事系を2時間半にまとめて起案することも複数回は実施したい。

刑法

募集要項によると、刑法を含む刑事法の試験時間は1時間半、試験範囲は刑法、その他の関連法令で、試験目的・形式は法科大学院2年次より始めるために必要な知識を身に付けているか否か論述式で問うとされている。また、①事案の中から問題を発見する能力、②当該問題について関連する条文の意義等を踏まえ自説を論じる力、判例の内容の正確な理解も必要としている。

過去問の出題傾向としては、刑法総論・各論いずれも出題され、他の科目と異なり、事例処理型の出題のみである。そのため、対策としては、どのような事例において、どのような問題点が生じ得るのか、また、参考になる判例はあるか、自説の内容とその根拠をそれぞれ正確におさえる必要がある。

近年の司法試験、予備試験だと、学説の対立状況を問われることも多いが、平成末までの司法試験、予備試験は長文事例問題で罪責検討のみの問題であった。東北大学では後者のパターンでの出題が続いている。問われる論点は典型であるが、刑事訴訟法も長文事例問題であり、刑事系あわせて1時間半のため、民事系以上に時間が足りないことが想定される。目安は刑法55分、刑事訴訟法35分であるが、過去問を使用した時間を計っての答案作成練習は民事系以上に回数を重ねて実施したいところである。予備校の論証集の知識はしっかり入れておきたい。

刑事訴訟法

募集要項によると、刑事訴訟法を含む刑事法の試験時間は1時間半、試験範囲は刑事訴訟法、刑事訴訟規則その他の関連法令（憲法を含む）で、法科大学院2年次から始めるために必要な知識を有しているか否か論述式で問うとされている。

過去問の出題傾向としては、捜査よりも公訴・公判の分野の方が中心となっており、事例処理型の出題がされている。そのため、対策としては、どのような事例において、どのような問題点が生じ得るのか、自説の内容とその根拠をそれぞれ正確におさえる必要がある。

刑法の項目も参照。刑事訴訟法は出題趣旨で判例が記載されているのでおわかりかもしれないが、判例ベースの事案になっている。予備校テキスト、基本書に載っている重要な判例は事案や判断基準（規範）の部分をしっかりおさえておきたい。